

第4章 大正デモクラシーと政党政治

滋賀県立大津高等学校 北川和樹

1 単元を貫く問い

- ・大正期に国民と政党政治はどのように関わり合い、相互に影響し合ったのだろうか。

2 育成したい資質・能力

- ・大正期の政党政治と国民の政治参加について、諸資料を活用しながら意義や関係性について考察し、表現する力を養う。

3 単元の流れ

【第1次】大正政変（1時間）

- ・第2次西園寺内閣の総辞職

→2個師団増設問題の内容について確認する。

- ・第1次護憲運動の展開

史料「尾崎行雄の弾劾演説」（市販史料集）

【発問】「尾崎行雄はどのようなことを主張したか？」

- *史料の内容を読み取り、要約する。

- *第1次護憲運動の結果について確認する。

- ・第1次山本内閣・大隈内閣

→第1次山本内閣の特徴について確認する。

資料「シーメンス事件の風刺画」（市販資料集）

【第2次】民衆運動の高揚と政党内閣の発展（1時間）

- ・民本主義

史料「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」（史料集より）

【発問】「『民本主義』とは、どのような考え方か？」

- *史料の内容を読み取り、民主主義との違いについてまとめる。

- ・米騒動

→米騒動の原因と展開についてまとめる。

- *滋賀県における米騒動の影響を確認する。

史料「米価対策の告諭」（滋賀県立公文書館HP）

- ・原内閣の特徴

→「初の政党内閣」と「初の本格的政党内閣」の違いを確認する。

【第3次】【本時】大正期の政治と江若鉄道（1時間）

- ・江若鉄道について

【発問】「なぜ、大正期に江若鉄道が設立・開通したの

だろうか？」

【第4次】護憲三派内閣の成立（1時間）

- ・関東大震災の影響 史料「総務部日誌」（p.148）

- ・第2次護憲運動の展開

- ・護憲三派内閣の成立

【発問】「なぜ、治安維持法が制定されたのだろうか？」

- *日ソ基本条約、治安維持法、普通選挙法の内容を確認し、治安維持法制定の意義をまとめる。

4 本時（3/4時間目）

主題 大正期の政治と江若鉄道

《本時の目的》

- ・滋賀県における大正期の政党政治について、諸資料を活用して多角的に考察し、表現することができる。

- *歴史公文書、新聞記事などの資料を活用し、根拠をもって問いに対する仮説を立て、文章で表現することをねらいとする。

【導入】江若鉄道について知る。

- ・江若鉄道の歴史や概要について確認する。



写真9 江若鉄道（白鬚駅）
昭和44年 個人蔵

【展開1】江若鉄道が設立・開通した理由を考察する。

- *「鉄道が無く不便だったから」といった単純な答えが想定されるが、その他にもさまざまな政治的背景・理由があったことを伝える。

- ・年表や史料をもとに、（個人・ペア・グループで）仮説を立て、まとめる。

《利用史料》

- ・「江若鉄道免許状」（写真10）

- ・『立憲政友会滋賀県支部党誌』（国立国会図書館蔵）

・「第14回総選挙の当選者を報じる新聞記事」

(『図説 大津の歴史』下巻)

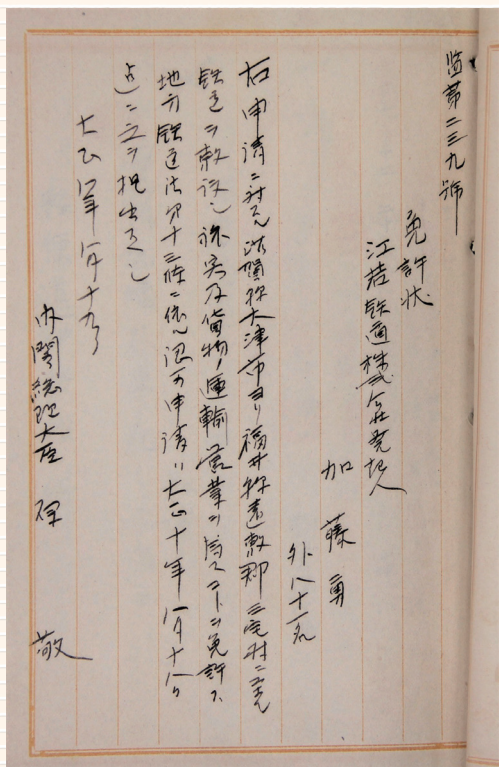


写真10 江若鉄道免許状 大正8年8月19日
デジタル展示「湖西を開く—江若鉄道—」【大と8 (1)】

【釈文】 免許状

江若鉄道株式会社發起人 加藤勇 外八十一名
右申請ニ対スル滋賀県大津市ヨリ福井県^{おのえ}遠敷郡三宅村ニ至ル鉄道ヲ敷設シ旅客及貨物ノ運輸營業ヲ為スコトヲ免許ス、地方鉄道法第十三条ニ依ル認可申請ハ大正十年八月十八日迄ニ之ヲ提出スヘシ

大正八年八月十九日 内閣総理大臣 原敬

【年表】大正期の政治

○=県政の動き ●=国政の動き

1913(大2).2	○県会議長の井上敬之助が立憲政友会滋賀県支部長に就任
1917(大6).12	○鉄道敷設に積極的な政友会派の森正隆が滋賀県知事に就任
1918(大7).9	●原敬が首相に就任
1918(大7).10	○高島郡選出の県議会議員・安原仁兵衛を委員長として、湖西鉄道期成同盟会が結成
1919(大8).8	○江若鉄道の敷設免許状が下付される → 写真10
1920(大9).2	●原敬首相が議院を解散
1920(大9).5	●小選挙区制のもとで第14回衆議院議員総選挙が行われる
1921(大10).3	○江若鉄道三井寺下一叡山間が開業
1921(大10).11	●原敬首相が暗殺される
1923(大12).9	○滋賀県議会選挙で立憲政友会が圧倒的多数の議席を獲得

『図説 大津の歴史 下巻』、『歴史公文書が語る湖国』、『立憲政友会滋賀県支部党誌』より作成

*史料の読み取りにおいては、以下の点に着目させる。

- ①免許状下付時の総理大臣が原敬であったこと。
- ②立憲政友会が県内の有力者を積極的に入党させていたこと。
- ③政友会派の知事や県会議員が、江若鉄道の敷設に積極的であったこと。
- ④立憲政友会が党勢拡大のため、土木・教育・鉄道などの積極政策を推進していたこと。

・仮説を検証する。

→滋賀県以外にも同様の事例がないか、タブレット端末やスマートフォン等を活用して調べる。

*インターネットによる検索が難しい場合には、資料集を参照させる。

【展開2】問いに対する答えを、文章でまとめる。

・個人でまとめた後、ペア・グループごとに解答を確認する。

【まとめ】立憲政友会が党勢を拡大して支持を獲得するために、滋賀県においても積極政策を行い、その一環として江若鉄道の敷設が推進されたことを確認する。

第5章 中学校の総合的な学習の時間

滋賀大学教育学部附属中学校 七里広志

0 本書はどのような形態の総合学習に適しているのか

図1に、その関係性を示す。まず、本書は滋賀県の公文書を題材としているので、滋賀県の地域話題をテーマとした総合学習に向いている（図1①～③）。また、本書は表1に挙げるようなテーマについて扱いがあり、明治～昭和初期にかけての滋賀県の歴史的事象の一事例として参考のできる資料となる（図1②～④）。総合学習のテーマや形態は各中学校によって様々だが、本章では、テーマや形態が違ってても少しでも本書を活用いただけるよう、授業案を3つ紹介する。

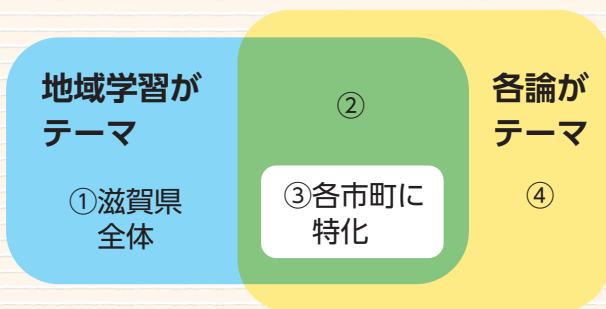


図1 本書の話題と総合学習のテーマの関係

○地域学習で滋賀県全体がテーマ（図1①）

【滋賀県の成立】

- ・滋賀県の成立（1-概、2-概、2-3）

【滋賀県全体の特色】

- ・滋賀県の交通（2-2）／滋賀県全図（2-3）
- ・郡境界（3-4）／マラリアり患者の分布（5-6）

○各論がテーマ（図1②～④）

- ・文化財保護（1-1、4-概、5-4）／城郭保存（1-2）
- ・地租改正（1-4）／近江商人（1-5）／近江米（1-5）
- ・学校（2-概）／産業・製糸場（2-概、2-1）
- ・交通（2-概、2-2、3-2、4-2、4-5）
- ・社会資本（2-概、3-5）／養殖業・漁業（2-5）
- ・民主政治（2-4、5-概）／政治（県会）（3-概）
- ・食・グルメ（3-1）／市町村（地域）合併（3-4、4-3）
- ・災害（4-概、4-4、5-概）／戦争（4-概）
- ・社会福祉（4-概、5-2）／スポーツ（4-1）／米騒動（5-1）
- ・観光（5-概、5-2、5-3）／GHQ占領（5-5）
- ・感染症・衛生（5-6）

表1 本書で取り扱われているテーマの分析

1 地域学習で滋賀県全体がテーマのもの（図1①）

（1）単元を貫く問い

- ・滋賀県は、どのような県なのだろう？

（2）育成したい資質・能力

- ・問いに対して、滋賀県全体や身近な地域に関する一次資料を整理・分析して、まとめ・表現する力を養う。

（3）単元の流れ

【導入の時期】 滋賀県について捉える。

- ・滋賀県がどのように成立したのか、また明治時代～昭和初期に滋賀県はどのように捉えられていたのか、表1「地域学習で滋賀県全体がテーマ【滋賀県の成立】」に挙げた資料をもとに、文書資料を1つ選んでワークシートに貼り、本書の解説文をまとめる。
- ・表1「地域学習で滋賀県全体がテーマ【滋賀県全体の特色】」に挙げた資料（例えば「滋賀県管内全図」、写真11）を根拠として、身近な地域は滋賀県の中でのどのような地域と言えるか、「〇〇によると…という地域だと言える」といった文型でワークシートに論述させる。
- ・資料は、本書を複写して教員が生徒タブレットへ配信するかプリントとして準備する。



写真11 滋賀県管内全図
明治13年（滋賀県立図書館蔵）

2 ②④各論がテーマのもの（図1②④）

（1）単元を貫く問い

- ・あなたが選ぶテーマについて滋賀県を題材にすると、どのような課題があり、どのように解決していくべきなのだろう？

（2）育成したい資質・能力

- ・生徒自身が問いを見だし、滋賀県に関する一次資料を集め、整理・分析して、まとめ・表現する力を養う。

(3) 単元の流れ

【導入の時期】生徒自身が挙げたテーマに関する滋賀県の歴史的事象について捉える。

- ・表1「各論がテーマ」に挙げた資料を根拠として、生徒自身が挙げたテーマに関し、明治～昭和初期にかけての滋賀県ではどのようなできごとがあり、どのように対処されたのか、ワークシートにまとめる。
- ・その際に、テーマに最も関係が近い資料をコピーし、ワークシートに貼ってから、本文の解説文をまとめ、自身の考察を加えさせる。

例)「鉄道線路変換の儀に付上申」(記念誌p.64)によると、滋賀県の明治時代の鉄道網の充実は、鉄道で他地域へ人や物資を運ぶことを目的としたが、それには琵琶湖水運を最大限に活用していたところが現在とは違う。

- ・生徒が一度に閲覧するため、資料として本書が数冊～クラス生徒数分程度そろっていることを前提とする。または、本書をスキャナーで読んで電子データとして生徒タブレットへ配信し閲覧させることもできる。
- ・テーマは表1に挙げたことに限定されるため、生徒のテーマに最も近いものを挙げさせる必要がある。

例)「滋賀の工業」→「産業・製糸業」

「インターネットの発達」→「災害」(気象の情報公開)

3 各市町に特化し、かつテーマも全体で統一しているもの(図1③)

(1) 単元を貫く問い

- ・彦根城は、世界文化遺産に登録できるだろうか?

(2) 育成したい資質・能力

- ・彦根城の保存活動について、明治時代の彦根の人たちが働きかけたことを本書から読み取り、他の資料と関連付けて整理・分析し、まとめ・表現する力を養う。

(3) 単元の流れ

- ・彦根市内の中学校の総合学習で、上記のような地域に根付いたテーマが本書にある場合の活用例。本書の内容について、学校所在地の話題があれば、応用を試みてほしい。
- ・膳所城は廃城となったのに、彦根城はなぜ天守閣が失われずに現在に残ったのか、資料を読んでワークシートにまとめる。国や県、井伊家に彦根城を残そうという思いがあり、維持費を工面したこと等の努力が挙がる。

- ・この後、彦根城について歴史的価値や現状、観光振興策等について調べ、まとめ考察していくが、その際に本書を元に調べた内容も根拠の一つにする。

- ・資料は、P.32～35をB4両面刷り1枚のプリントとして印刷し、配布する。

第6章 高等学校の総合的な探究の時間

滋賀県立石山高等学校 武友陽平

1 単元を貫く問い

- ・話し合いにおいて異なる考え方が出てきた際、どのように意見をまとめるか。自分たちの代表を選ぶ際、どの分野での考えを重視して投票するか。

2 育成したい資質・能力

- ・異なる立場の考えを受容し、社会にとっての最善を考える力を養う。意見がまとまらない場合の着地点を探る力を養う。候補者の考えを吟味して自らの意見を政治に反映させる主権者としての資質を養う。

3 単元の流れ

【第1次】

- ・議論をする際のルールを確認する。
- ・いくつかの問いをあげ、グループでその解決方法について話し合う。

《討論の事例》

- ①歴史的価値が高い城を改修する際にエレベータを設置して上まで行けるようにすることに賛成か反対か。
- ②市町村合併に伴い市役所を置く際、市の中央に置くか、他の市とアクセスしやすい周辺に置くか。
- ③自分たちが住む市町が周辺の市町と合併をする 것에 ついて、賛成か反対か。

*その他、第2次でとりあげる事例に近い問いを設定し、議論する。

→それぞれの選択のメリット・デメリットをあげ、そのうえで何を重視して選択するかを明確にする。

→その選択により将来の社会がどのようなか想像する。

- ・自分の意見を理由も含めてまとめ、グループで意見交換を行う。

- ・各グループでまとめた意見を発表し、グループごとの

意見の違いを確認する。

- ・反対意見も踏まえて、自身の意見を修正・補強する。
- ・それぞれの意見の共通点・相違点を指摘し、クラスとして1つの意見にまとめるとき、どのようにまとめるかを議論する（どこかのグループが意見を撤回する、あるいは双方に妥協するなど）。

《学習教材》総務省『私たちが拓く日本の未来』

【第2次】本時

- ・前回の議論した内容を確認する。
- ・歴史的事象を学ぶ意義を確認する。
- ・過去の事件でどのような結論が下されたかを調べる。
- ・それぞれの意見とその理由、最終的決定の妥当性を考え、自分ならどうするかを考える。
- ・反対意見も踏まえ、自分の意見の修正・補強を行う。

《学習教材》『歴史公文書が語る湖国』、『私たちが拓く日本の未来』

【第3次】

- ・候補者が公約を掲げ、模擬投票を行う。

→第1次での事例をもとに、例えば下記の事例についての考えを表明し、総合して誰に投票するか考える。

A候補：(1) 賛成 (2) 中央

B候補：(1) 反対 (2) 周辺

C候補：(1) 賛成 (2) 周辺

- ・候補者の意見と自らの意見との差異をあげ、「民意」について考える。

《学習教材》『私たちが拓く日本の未来』

4 本時（2/3時間目）

主題 過去の人々がどのような決断を下したか。

《本時の目的》

- ・資料を活用し、人々がどのような意見をたたかわせ、どのような決断が下されたかを学ぶ。

【導入】前回の内容の確認

- ・どのような問題について話し合い、どのような結論が出たか。
- *自分たちがどのような思いで意見を述べたか確認させる。
- ・本時の目的の確認
- なぜ過去の事例をとりあげるのか。
- *歴史的事象を学ぶ意義を強調する。
- 現代社会は過去の人々による未来に向けての選択に

よってできたものである。

→今みんなが当たり前で暮らしている社会が当たり前でなかった。昔の人々がどのように考え、行動したかを学ぶことが今と未来を考えるヒントになる。

【展開1】過去の事例から学ぶ

- ・資料を活用し、過去の滋賀県でどのような結論が出されたかを学ぶ。

①瀬田唐橋を木製で架けるか、鉄骨で架けるか

（記念誌p.94-97）

②県庁を大津に置くか、彦根に置くか（同前p.98-101）

③坂田郡、東浅井郡の合併（同前p.102-105、写真11）

④瀬田川浚渫（同前p.106-109）

→それぞれの事例について自分の考えを明らかにし、実際にどのような意見があり、どのような調整の結果、どのような結論が出たか、調べまとめる。

*賛成・反対各意見の要点がわかるようにまとめる。

*下された決定とその要因について、わかるようにまとめる。

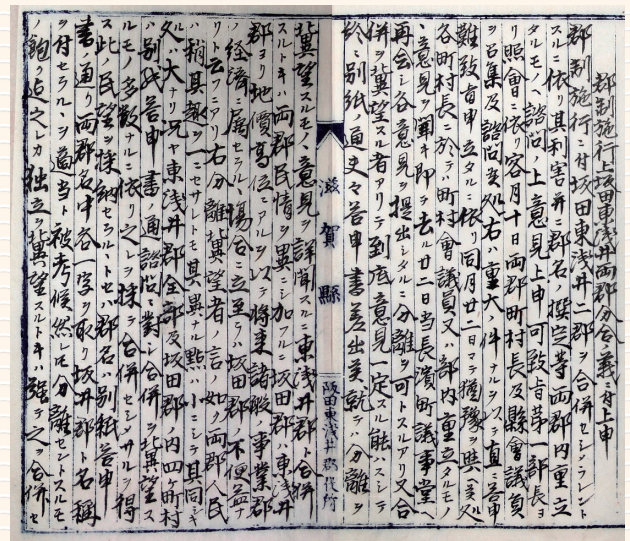


写真12 坂田・東浅井両郡分合の儀に付上申
明治23年10月【明ふ59-1 (2)】記念誌p.83

【展開2】自分の意見を振り返り、反対意見も踏まえて自分の意見を補強・修正する。

*自分の考えと逆の決定であれば、自分ならどのように説得するか考える、また、自分の考えに沿う決定であれば、相手意見の問題点を指摘する。

*自分の意見の問題点についても考え、反対意見との妥協点を探り、協調する余地についても考える。

・次回の内容（模擬投票）について、手順を確認する。

おわりに『歴史公文書が語る湖国』の活用に向けて
大阪商業大学 宮坂朋幸

滋賀県が保有する「特定歴史公文書」を使用して書かれた『歴史公文書が語る湖国』を県下の中学校・高等学校の授業で活用する。県立公文書館と県教育委員会がコラボするこの企画は、史料を扱う研究者としては大変興味深く、教育の研究者としては、また現職教員の負担を増やすことになりはしないかと恐れるが、子どもたちの成長を促すという観点から、大きな可能性がある試みであるとも感じている。

私自身は、県民情報室時代（2008年5月以前）に初めて「滋賀県庁文書」に触れ、県政史料室時代（2008年6月～20年3月）に滋賀県を対象にした数本の論文と共著1冊を書き、県立公文書館（2020年4月開館）になってからも、大津市在住の地の利を生かして気軽に利用していただけた教育史研究者である。「特定歴史公文書」や授業実践の専門家というわけではないが、「史料」と「教育」の双方を少しずつ知る者として、研究者から見た特定歴史公文書の魅力を紹介し、それを使用した『歴史公文書が語る湖国』を教育現場で活用する意義について考えてみたい。

1 「特定歴史公文書」の史料価値

滋賀県立公文書館に所蔵されている「特定歴史公文書」について、同館のホームページでは以下のように説明している。

県職員が職務上作成し、または取得した公文書で、公文書館に移管されたもの。このうち明治～昭和戦前期の9,068冊は、平成25年3月に滋賀県指定有形文化財（歴史資料）に指定されました。

明治期…4,187冊／大正期…1,598冊

昭和戦前期…3,303冊／昭和戦後期…3,928冊

平成期…2,413冊

同館の館長松本直樹氏が「県が有する公文書は、過去の県や市町村などの地方行政の組織や制度、施策やその実施状況に加え、県民の皆さんのさまざまな活動や生活の実情などを知る上で、歴史資料としての価値も非常に高いものがあります」（「はじめに」『歴史公文書が語る湖国』）と述べているとおり、滋賀県の特定歴史公文書は、歴史研究者にとって、大変ありがたいものである。

どこがありがたいのか。

まず、史料批判がほぼ不要という点である。史料批判とは、史料自体の信頼度（信憑性）を見極める作業であり、歴史研究をする際に必須の手続きである。「いつ」「どこで」「だれが」書いたかが特定されている史料は信頼度が高く、「そのとき」「その場で」「その人が」の三要素を充たしたものを「一次史料」と呼ぶ（国立国会図書館HP「歴史史料とは何か」）。滋賀県の特定歴史公文書は、そのほとんどが一次史料である。戦災や大規模な自然災害等の発生が他府県に比べて少なかったこともあり、そのような一次史料が、県庁内の文書庫に良好な状態で長年保存されてきたこと自体、ありがたいことである。

また、検索・閲覧の利便性に優れていることも特記しなければならない。史料は活用されてこそ、その意義を増す。外部からも史料を件名検索できる所蔵資料検索システムや、エクセル形式の目録公開は、研究者にとってありがたいだけでなく、史料の活用を広く促すものでもあり意義深い。

このように、質・量に加えて利便性までもが確保された史料群は、滋賀県をつくってきた大人たちがその時々地域の課題とどう向き合い、どのような答えを出したのかを教えてくれる。国から県、県から都市への通達からは、国の意図やその方針を浸透させる方法がわかり、郡役所や市町村役場から県庁宛の文書からは政策遂行の際の地域の人々の意識や行動を読み取れる。伺、回報、県令、郡訓令等をたどることで、意思決定に至る議論や手続きの詳細がわかる。しかも、各政策やそれに対する見解の都市町村比較もできる。

こういった特徴を持つ、特定歴史公文書を活用して書かれたのが『歴史公文書が語る湖国』である。



写真13 滋賀県立公文書館の文書庫

2 『歴史公文書が語る湖国』を授業で活用する意義

大学の講義で「歴史は好き?嫌い?」という質問をすると、圧倒的に多くの手が挙がるのは後者である。子どもたちはいつから歴史嫌いになるのだろうか。

社会科教育学が専門の渡部竜也氏（東京学芸大学）は、2005年に文部科学省が小中学生に対して「教科や活動の時間の好き嫌い」を調査した結果に注目し、多くの生徒が最初から学校での歴史の授業が嫌いだったわけではない、と指摘する（『Doing History：歴史で私たちは何ができるか?』清水書院、2019年、8頁）。この調査結果によれば、小学校4年生で最下位だった社会科が、小学6年生で「好き」が「嫌い」を逆転し、中学校1年生では「主要な教科」の中で理科に続いて第2位（しかも僅差）になっている。この小学校6年生と中学校1年生こそが歴史（と地理）を扱っている学年であることから、この時期の歴史の授業は児童・生徒から支持されているというのである。

その理由について渡部は「正解は正直なところわかりません」と述べつつも、「有力な仮説」として「正統的周辺参加」という考え方を提示する。

正統的周辺参加論は、職人の世界における新入りの学習過程を観察した結果として導き出された学習理論である。たとえば伝統的な大工の世界において、棟梁が弟子に具体的な技術を手取り足取り教えることはない。新入りは、実際に仕事をしている棟梁の周辺で、自分にもできること、すべきことを、古参の者から教えてもらいながら、その仕事に参加する。それは中心的な仕事ではないものの、本物の実践の共同体の中で協働的に行なわれることゆえに、新入りであっても正統な参加者ということになる。弟子は、十全たる仕事をしている棟梁の、周辺ではあるけれども正統な参加者として、その実践共同体に参加することによって、大工という仕事に必要な知識や技術を獲得していくのである。

この考え方を援用して、渡部は「人間は自分が所属している集団、または、所属を希望する集団において正統なる構成員として認めもらうために、その集団が価値を見いだす行為を自分のものにしようとする」と述べる。小学校6年生が学ぶ歴史の内容は、子どもたちの多くが日常で部分的・断片的に耳にしてはいるけれど、漠然としか理解できていないことであり、かつその知識は大人

社会が大きな価値を見いだしていて、日本のほとんどの大人たちが有しているものである。それゆえに、その内容の習得は、日本社会においては、大人社会への参加を承認してもらうために避けて通ることができないものになる。「子どもたちにとっては、これから所属を希望する集団の大人たちが有している常識を共有することで、その集団の正統なる構成員として大人たちに承認されることが重要」なのだという。

この指摘を踏まえると、生徒たちが「正統な参加者」と意識できるようなテーマを選んで、もしくは、「正統な参加者」であることを意識させることによって、歴史に興味を持たせることができるのではないか、という仮説を立てることができる。本稿の関心に即していえば、生徒たちが滋賀県もしくは自分の住む地域の「正統なる構成員として大人たちに承認される」ために必要な知識となるようなテーマを選ぶか、それを意識させるということである。

改めて本書の特徴を述べれば、①社会生活とより密接な「近現代」に限定した内容であること、②歴史の結果だけではなく、詳しい意思決定過程を示していること、③歴史叙述の根拠となる史料を豊富に紹介していることが挙げられる。①②の特徴を持つ、5章26テーマの内容は、どれも上記の条件を満たすものになり得る。加えて、③本書を通して一次史料に触れることは、生徒たちの「事実」を見極める力を育成することにつながるだろう。確かな知識（根拠）に基づいて、自分の意見を述べる（思考・判断・表現する）力の育成も期待できる。

ただし、上記の方法には重要な前提がある。子どもたちが所属している集団、またはこれから所属を希望する集団の大人たちが、これらの知識に価値を見だし、常識として共有していること、である。つまり、滋賀県を構成する我々大人が「子どもたちが所属を希望する集団」になること、そして本県の歴史に関する知識を「常識」として共有すること、である。まずは我々大人が学び、行動しなければならぬ。今回の企画はその一例にもなるだろう。

本冊子で紹介された授業を受けた生徒たちが、滋賀県を作りあげてきた人々の思いを受け取り、未来の滋賀県を創造する「大人」になってくれることを願っている。

『歴史公文書が語る湖国』 目次

第1部 明治・大正・昭和の滋賀県

第1章 滋賀県の誕生(明治元年～10年)

【概説】 大津県の時代／滋賀県の誕生／新しい自治の仕組み／滋賀県の「文明化」／藩士たちの明治維新／「史誌編輯」のはじまり

1 廃仏毀釈と文化財保護／2 明治時代の城郭保存／3 簿書専務の設置／4 第二代県令籠手田安定／5 近江商人と近江米

第2章 文明開化と滋賀県(明治11年～21年)

【概説】 教員養成のはじまり／彦根製糸場の開業／最初の県会開催／鉄道路線の誕生／田川カルバートの建設／新庁舎の完成

1 彦根製糸場と工女たち／2 実現しなかった鉄道路線／3 「海があった時代」の終焉／4 秘密文書が語る自由民権／5 彦根城外堀の養魚場

第3章 白熱する滋賀県会(明治22年～26年)

【概説】 地方制度の確立／インフラの近代化／白熱する滋賀県会／饗庭野陸軍演習場の設置／大津事件

1 皇室と近江の幸／2 瀬田唐橋は木造か鉄筋か／3 県庁移転騒動／4 幻の坂井郡／5 瀬田川浚渫と大越亭

第4章 相次ぐ災害と戦争(明治27年～45年)

【概説】 琵琶湖大水害の発生／府県制・郡制の施行／日清戦争と日露戦争／古社寺保存法の成立／「地方改良」の時代／姉川地震と震災記録

1 湖国のスポーツ大会／2 近江鉄道の軌跡／3 大津市誕生／4 天気予報のはじまり／5 京阪電鉄と京津電車

第5章 大正から昭和へ(大正元年～昭和20年代)

【概説】 政友会の党勢拡大／景勝地の利用と保護／滋賀県史の編纂／関東大震災の発生／悠紀斎田の選定／都市計画の策定

1 「未発」の米騒動／2 外国貴賓のおもてなし／3 国際ホテルのさきがけ／4 梵鐘を守った文化財技師／5 GHQの時代／6 マラリアの撲滅

第2部 滋賀県立公文書館の紹介

第1章 利用案内

寄稿 公文書館への序章

第2章 所蔵資料の解説

1 県官員履歴／2 社寺明細帳／3 府県史料『滋賀県史』／4 琵琶湖疏水関係文書／5 古社寺調書編冊／6 湖国巡幸関係文書

滋賀のアーカイブズ 第12号
令和4年(2022年)3月31日

編集・発行 滋賀県立公文書館
企画協力 滋賀県教育委員会事務局

〒520-8577

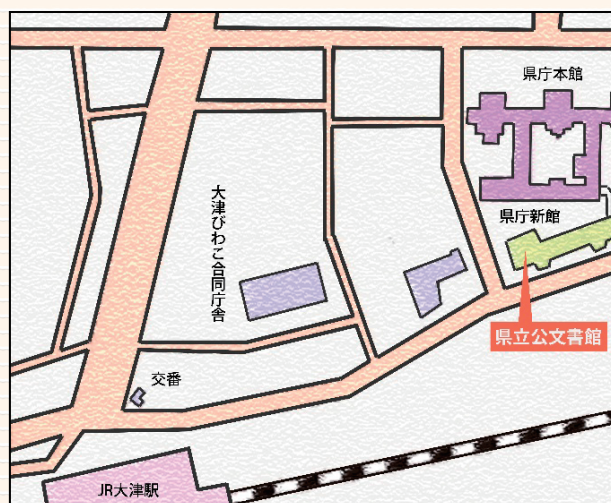
滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階

Tel : 077-528-3126

Fax : 077-528-4813

Mail : archives@pref.shiga.lg.jp



《アクセス》

① JR大津駅から東へ徒歩5分。

② 京阪電気鉄道島ノ関駅から山側(南南西)へ徒歩5分。